社会福祉法人葭の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葭の里の役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。
- 2 報酬及び費用弁償は、役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(会議の出席報酬)

- 第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員出席会議に出席した場合は、 別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことが出来る。
- 2 同日にあわせて法人の業務を行った場合、会議の出席報酬及び費用弁償は支払わないものとする。
- 3 役員等を兼務している場合は、どちらか一人分の報酬及び費用弁償を支払うものとする。
- 4 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。
- 5 支払額は、源泉徴収税を控除した額とする。

(監事監査指導および会議以外の業務の報酬)

- 第4条 役員等が、前項の会議以外の日において法人の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 支払額は、源泉徴収税を控除した額とする。

(出張時の報酬等)

- 第5条 役員等が法人業務のために出張する場合は、別表2により報酬を支給することができる。
- 2 旅費等の業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 支払額は、源泉徴収税を控除した額とする。

(常任理事の報酬)

- 第6条 継続かつ定期的に就業する理事(以下、「常任理事」という。)の報酬は、第3条から第5条まで を適用しない。
- 2 常任理事の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、一人当たり年間総額1000万 円までの範囲内で報酬及び交通費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 法人の職員が兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(支給方法)

第8条 常任理事については毎月支給し、それ以外の役員等については支給すべき事由が発生したときに、 出席の都度、現金で支給する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

別表1

| 役職等 | 報酬(日額) | 費用弁償(日額) |
|------------|--------|----------|
| 理事 | 2,000円 | 1,000円 |
| 監事 | 2,000円 | 1,000円 |
| 評議員 | 2,000円 | 1,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 2,000円 | 1,000円 |
| 第三者委員 | 2,000円 | 1,000円 |

別表2

| 役職等 | 報酬(日額) | 費用弁償(日額) |
|------------|--------|----------|
| 理事 | 3,000円 | 1,000円 |
| 監事 | 3,000円 | 1,000円 |
| 評議員 | 3,000円 | 1,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 3,000円 | 1,000円 |
| 第三者委員 | 3,000円 | 1,000円 |

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。